

# 「都市のリノベーションのための公的不動産の有効活用方策に関する検討調査」 に関する地方公共団体の募集について

平成25年3月5日

国土交通省 都市局

## 1. 趣旨

人口減少・高齢化、市町村合併、財政状況の悪化等に伴い、地方公共団体の所有する庁舎・福祉施設等の公的不動産の廃止・建替え等が進展している中で、これらの公的不動産を有効・適切に活用したまちづくりが行われるよう、国土交通省では地方自治体向けのガイドラインを作成することとしています。ガイドラインの作成にあたっては、公的不動産を活用したまちづくりを行う地方公共団体をモデルケースとした検討を行うこととしています。このため、公的不動産の活用を検討中の地方公共団体を広く募集し、選定された地方公共団体に対して、公的不動産情報の一元化・評価、公的不動産を活用したまちづくりプランの策定等を支援します。

本調査によって得られた成果は、地方公共団体向けのまちづくりガイドラインに反映させ、全国の地方公共団体において公的不動産を有効に活用したまちづくりの推進を図ります。

なお、今回の募集は、平成25年度予算成立後、速やかに調査・検討を開始できるように予算成立前に募集手続きを行うものです。したがって、平成25年度予算の成立が前提であり、国会における予算審議の状況によっては、今後、調査・検討内容等を変更することがあり得ることを、あらかじめご了承ください。

## 2. 募集対象・要件

全国の地方公共団体で下記のいずれかに該当するものとします。

- ① 公的不動産（庁舎・市民センター・福祉施設等）の建替え等を検討中
- ② 公共施設跡地（学校跡地等）の活用を検討中
- ③ 公共施設白書・再配置計画等の作成、都市計画マスタープランの改訂等にあたり公的不動産の在り方を検討中

(参考) : 「都市のリノベーションのための公的不動産の有効活用方策に関する検討調査」

**【調査内容】**

公的不動産を有効に活用したまちづくりを推進するため、モデルケースにおいて検討を行い、地方公共団体向けのガイドラインを作成します。

(1) モデルケースにおける検討

●公的不動産を活用したまちづくりプランの策定等

- ・個別施設（庁舎等）の建替えにあわせた有効活用方策の検討  
下記の方策について、先行事例等を参考に検討を行う。

〔 ・民間の商業施設・居住施設等と公共施設の合築  
・市庁舎、市民センター、福祉施設等の複合用途建物 等 〕

- ・中長期的な公的不動産活用戦略の構築等

まちづくりの観点に基づく公的不動産の配置計画等の作成 等

●公的不動産情報の一元化・評価の実施

- ・地方公共団体にて所有する全不動産情報の電子データベース化
- ・建物の利用状況、立地状況等のまちづくりの観点等に基づく建物評価など

(2) ガイドラインの取りまとめ

モデルケースにおける検討をもとに、地方公共団体向けの公的不動産の有効方策に関するガイドラインを作成する。

**【調査実施期間（予定）】**

委託契約締結時～平成26年3月上旬

**3. 募集期間**

平成25年3月5日（火）～平成25年4月8日（月）※必着

**4. 応募書類**

- ・別添の様式1～3

※下記を作成している場合は併せて提出ください。

- ・都市計画マスタープラン
- ・公共施設白書など公的不動産の現状、利活用計画をまとめたもの

## 5. 提出方法

応募書類は、郵送または電子メールにてご提出ください。

(提出先及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館6階

国土交通省都市局都市計画課 宮沢、梅田、青竹(主担当)

TEL:03-5253-8111(内線32-634) FAX:03-5253-1590

e-mail:aotake-n2ko@mlit.go.jp

## 6. 提出後の手続等

### (1) 選定方法

本募集に寄せられた資料をもとに、学識経験者等からなる第三者委員会の意見を踏まえ、実現性、実施体制等を勘案し選定します。応募者に対しては、必要に応じて追加資料の提出、ヒアリング等への対応をお願いする場合がございます。結果は応募者に通知いたします。

### (2) 検討調査の進め方

公的不動産を活用したまちづくりプランの策定等に当たっては、地方公共団体と国土交通省との協働により実施することになります。地方公共団体におかれましては、主体的な取組みの実施、関連データの提供・ヒアリングへの参加等、積極的にご協力頂く必要があります。

## 7. その他留意事項

○検討調査を行うにあたっては国土交通省より直轄調査業務を委託し、その委託先が、選定された地方公共団体における公的不動産を活用したまちづくりプランの策定等を実施するものであって、地方公共団体に対して補助金を交付するものではありません。

○提出いただいた書類等については返却いたしませんのでご留意ください。

○実施した調査内容については事例として対外的に公表させていただきますので、公表されることを前提に応募して下さい。

以上